

時短営業・休業について

まん延防止等重点措置の適用に伴う北海道からの要請に応じ、1月27日(木)※ から 2月20日(日)までの間、
※遅くとも1月29日(土)から

**□ 営業時間を5時～20時以内に短縮し、
利用者の持込みを含め酒類の提供を行わない**

□ 休業

※同一グループの同一テーブルへの入店は4人以内とします

※業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目などを遵守します

※カラオケ設備提供の際は、密を避け、換気の確保など感染対策の徹底を行います
(設備を有する事業者に限る)

と致します。

事業者名